

## 遺言書は家族へのラブレター

ファイナンシャル・プランナー 福島えみ子

高齢化社会を迎え、人生のエンディングにも関心が高まっている今日この頃。ひと昔前は遺言書というと、財産がたくさんある人が残す特別なものというイメージも少なからずありましたが、最近では雑誌で遺言書の作り方の特集がされたり、書店で遺言書作成本を見かけたりすることも多くなりました。

それでもまだ、遺言書を書くというと相続時に争いが起こらないためという紛争予防的なイメージが持たれていたり、うちにはあまり財産ないから必要ないわ、という声も根強かったりするようです。しかし、遺言書はじつは人生を振り返り、今まで生きてきたことの感謝をこめて家族や残された人に愛と感謝のメッセージを伝える手段ともなりうるものなのです。

そんな遺言書、自身の人生の総決算といえるものですから、ある程度腰をすえて、時間をかけて作成したいもの。仕事が夏休みで時間をいつもより使えたり、お盆で家族が集まる機会もあるこの季節、残された人にどんな生活をしていってほしいのかじっくりと考えたりするよい機会にもなるかもしれません。

この遺言書ですが、有効に遺言書に記した内容を実現させるためには、法律に決められた要件を厳格に満たしている必要があります。

遺言書の種類は、以下の3つに分けられます。

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人が自筆で作成</li> <li>● 本人の自署・日付・捺印が必要</li> <li>● 実際に相続が発生したときには家庭裁判所の検認手続が必要（民法1004条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公証人と証人2人の立ち会いが必要</li> <li>● 公証人の前で、遺言を口述し、それを公証人が筆記し、その後遺言者と証人に読み聞かせる。</li> <li>● 遺言者及び証人2人の署名・捺印</li> <li>● 公証人の署名・捺印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人が遺言書を記し自署・捺印のうえ、封筒に入れ、さらに遺言書捺印と同じ印鑑で封筒に封緘をする。</li> <li>● 公証人と証人2人の前に提出、遺言書である旨、そして氏名・住所を述べる。</li> <li>● 公証人が日付・遺言書である旨・遺言者の氏名・住所を封紙に記載し、さらに遺言者・公証人・証人2人が封紙に署名・捺印</li> <li>● 実際に相続が発生したときには家庭裁判所の検認手続が必要（民法1004条）</li> </ul>
メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ワープロ書きは不可！</li> <li>● 日付は確定できるものであることが必要 「○月吉日」は不可</li> <li>● 日付や自署は封筒ではなく、遺言書用紙になされていることが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 証人は、推定相続人や受遺者、その配偶者と直系血族、未成年者はなることができない。</li> <li>● 家庭裁判所の検認手続は不要</li> <li>● 公正証書原本は公証役場に保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遺言の内容は誰にも知られることなく、かつ遺言の存在は確実に相続人に知らせることができる。</li> </ul>

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

※「検認」とは・・・遺言書の検証と証拠保全のため行われるもの。遺言書の内容自体の有効無効を確認するものではないことに注意。

なお、公正証書遺言については”公証人の前で遺言書を口述し、それを公証人が筆記”とされていますが、実際には公正証書遺言作成当日までに内容について何度か確認・やりとりを行い、遺言作成当日にはすでにワープロ打ちされた遺言書を公証人が遺言者と証人2名を前にその内容を音読し、遺言者に確認したうえで、遺言者・証人・公証人の署名捺印、と進めることが多いようです。

自筆証書遺言は思い立ったらすぐ作成でき費用もそれほどかからない反面、遺言が有効となる形式を欠いて無効とされたり、せっかく書いた遺言が誰にも発見されなかったりというデメリットがあり、一方、自筆証書遺言のデメリットを補ってくれる公正証書遺言では今度は手数料が結構かかり費用がかさむというデメリットがあったりと、それぞれにメリット・デメリットが異なるため、形式については個々の事情に応じて自分にあった方法を選択するとよいでしょう。

いずれの形式の遺言書を選択するにしても、では遺言書にいったいどんな範囲のことを書けばいいの？という点は、いざ実際に遺言を書こうとすると意外に迷うところだと思います。

不動産・預金・株・債券・その他金融資産のいわゆる“資産”として明確なものについては、もちろん遺言書中に言及することに迷いのないところでしょう。しかし、その他にも、相続人のあいだで意外と処理を迷いがちな公租公課（税金類）や債務、そして葬儀費用・納骨費用・お墓のことについて、さらには美術品やゴルフ会員権など金銭的に換価できる価値あるものについてもその配分を言及しておく、相続人である遺族には行き届いた遺言書となることでしょう。

また、自己の葬儀について、方式や場所についての希望を書き遺すことももちろん有効です。

さらに念をいれるなら「予備的遺言」として、自分よりも先に、予定される相続人または受遺者にもしものことが起きた場合に、その者にわたるはずだった財産についてどのように処分すべきかを遺言書中で予め記しておくことも可能です。

そして、遺言書というと、こうした財産関連の処分について書き遺すだけではなく、過ごしてきた人生への感謝、それを支えてくれた家族への感謝を共に綴り、自分の気持ちを自分亡き後も残るかたちで家族や大切な人に残す手段ともなりうるものだという事は冒頭にも述べたとおりです。

実際、私が仕事上証人を務めた遺言書の中には、長年の苦楽を共にしてきた大切な妻へ

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

の感謝を綴り自分に万一のことが合った場合にも妻の暮らしが安定したものとなるよう願う旨記されたもの、お子さん達への愛情あふれる言葉が記されたもの、残された母親を助け不自由なく面倒をみるよう家族仲良く暮らしていくようお願いを託したものなどなど、切々と家族への愛情が綴られているものも多く、遺言なされる方も、公証人の方や私達証人も、その方の人生の来し方に思わず想いが馳せられ、ご家族へのその想いの深さに一同目がうるみ、涙ぐみさえしてしまうことも少なくありませんでした。

まさに遺言は、家族へのラブレターともいえるのです！

このような、愛する人たちへのラブレター、あなたもこの夏綴ってみませんか？